

平成23年2月10日

各位

淡陽信用組合
理事長 藤 勝

不祥事件発生のお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当組合元職員が在職中に、お客様のご預金を着服・流用するという不祥事件が発覚いたしました。

社会的および公共的な使命を担い、信用を第一とする金融機関として、このような不祥事件を発生させましたことを深く反省するとともに、ご迷惑をおかけしましたお客様をはじめお取引先の皆様に心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

- (1) 事故者 当組合元職員(男性、49歳、支店長代理)
- (2) 事件の内容 生活資金、子供の教育資金が高んで、資金的に行き詰まり、顧客の預金口座から不正出金した金員を着服したものです。
- (3) 発覚日 平成22年8月17日
- (4) 発覚の経緯 お客様から預金残高等について問い合わせがあったことから、内部調査を行い、8月17日、調査の結果をもって事故者を問い詰めたところ、お客様からお預かりしていた金員を着服していたことを認めました。
- (5) 発生期間 平成20年9月から平成22年8月
- (6) 発生店舗 由良支店
- (7) 事故金額 1先 被害額 177万円 累計額 260万円
被害を受けられたお客様には、当組合が全額を賠償し、また、すでに、当組合は事故者から全額弁済を受けております。

2．被害を受けられたお客様への対応

ご迷惑をおかけしましたお客様に、お伺いして着服の事実をお伝えしたうえで、深くお詫び申しあげ、ご理解いただきました。なお、被害額については、当組合が全額弁済させていただきます。

3．関係機関への届出等

不祥事件発覚後、近畿財務局へ届出・報告を行いました。また、所轄の警察署に通報しております。

4．関係者の処分

事故者は、平成22年9月30日付で懲戒解雇処分といたしました。

その他の関係役職員については、経営責任、管理・監督責任の所在を明らかにし、当組合の関係諸規定に則り厳正に処分を行いました。

5．再発防止策

今回の不祥事件の発生を厳粛に受け止め、このような事態が二度と発生しないよう再発防止策を策定し、法令等遵守態勢と内部管理態勢の充実・強化を図り、信頼回復に向け役員一丸となって全力で取り組んでおります。

なお、本件に関しお気づきの点がございましたら下記にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ窓口】

淡陽信用組合 お客様相談室

電話番号 フリーダイヤル 0120-172616

(携帯・PHSからは0799-25-2616)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

以上